

2020年3月10日

函南町長 仁科 喜世志 殿

株式会社トーエネック
エネルギー事業部

「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への
照会に対する回答」に関するご照会

拝啓

平素は弊社事業に関し格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、貴町より令和元年12月10日付函都第435号「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の経過措置における届出の提出について（再依頼）」（以下「本届出依頼」といいます。）を受けていたため、弊社から2019年12月24日付で本届出依頼に対する照会を致しました（以下「弊社照会」といいます。）。

その後、弊社照会に対して、貴町から令和2年1月22日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への照会に対する回答」（函都第44号）（以下「貴回答書」といいます。）を拝受致しました。

つきましては、以下のとおり貴回答書に対する弊社の回答及び函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「本条例」といいます。）の解釈等に関する弊社の疑問点および見解をお伝え致しますので、貴町の見解をご教示いただきたく存じます。

1 条例の適用について

貴町は、2019年9月13日更新の貴町ホームページ「函南町自然破壊等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の運用について」（以下「貴町ホームページ」といいます。）において、「既に稼働中のものや、条例施行前に法令の規定に基づく許認可の申請・届け出が済んでいるものについては、この条例の一部（事業の実施に対する届け出や同意・不同意の判断）は適用されませんが、条例施行以降の事業の変更や維持管理状況、施設の撤去などについては条例が適用されるものであり、その内容を確認・指導していくため、条例附則の規定により事業者へ届け出を求めることとなります」と公表されています（括弧中の下線は弊社が付したものです。）

本件では、本条例の施行日である令和元年10月1日より前に貴町における太陽光発電事業（以下「弊社事業」といいます。）に関する許認可の申請・届出を済ませておりますが、本条例のどの規定が不適用であり、どの規定が適用されるのか、条文番号を明示のうえ具体的に貴町の見解をご教示願います。



2 弊社事業に本条例第9条第1項が適用されないこと

貴町は、貴回答書におきまして、「経過措置の規定により本条例第9条第1項の届出を求めた場合においても、事業に変更が生じる場合は、本条例第9条第2項の届出をした上で変更について本条例第9条第3項により同意を得る必要があると解釈しております」と述べておられます。

しかしながら、1で引用した貴町ホームページ下線部によれば、条例施行前に法令の規定に基づく許認可の申請・届け出が済んでいるものについては、この条例の一部（事業の実施に対する届け出や同意・不同意の判断）は適用されないとされています。

弊社事業では、令和元年10月1日より前に許認可の申請・届出を済ませており貴町の公式見解に拠るならば、本条例のうち事業の実施の届出に係る規定（本条例第9条第1項）は適用されないこととなります。

この点につきましては、従前、弊社が貴町の担当者に本条例の適用関係についてご確認をさせて頂いた際にも同様の回答を頂いております。

そして、本条例第9条第2項は「事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生ずるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。」と規定しており（括弧中の下線は弊社が付したものです。）、本条例第9条第2項を適用するためには、本条例第9条第1項の届出を行っていることが前提となります。

したがって、弊社と致しましては、弊社事業は本条例第9条第1項の適用対象ではないため、同2項についても弊社事業には適用されないものと理解しております。

3 本条例第9条第1項の届出を求める根拠が不明であること

そして、本条例第9条第3項は「事業者は、町内において事業を実施しようとするとき又は町内において実施している事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない。」と規定しております（括弧中の下線は弊社が付したものです。）。

貴町は、「事業に変更が生じた場合」における「同意の判断」のために「本条例第9条第1項の届出を提出して頂く必要がある」と述べておられますが、上記のとおり本条例第9条第3項には「町長の同意」を得るためには本条例第9条第1項の届出が必要である等の条件は一切付されておらず、本条例第9条第3項の同意の判断を行うために本条例第9条第1項の届出を要求する法令上の根拠等が明らかではありません。

4 本届出依頼は本条例第15条第1項1号に基づくものではないこと

さらに、貴町は、本届出依頼において、本条例附則2を根拠として、弊社に本条例第9条第1項の届出を要請されています。

他方、貴町は、貴回答書におきまして、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の経過措置における届出の提出について（再依頼）」につきましては、・・・【中略】・・・、本条例第15条の規定に基づくものではございません」「今回の提出依頼については本条例第15条の規定に準ずるものと理解しております」と述べ（括弧中

の下線は弊社が付したものです。) 、本届出依頼が本条例第 15 条に基づくものではない旨を明言されています。

そのため、弊社と致しましては、弊社が本届出依頼に従って本条例第 9 条第 1 項の届出を行わなかったとしても、本条例第 15 条第 1 項 1 号は適用されないため、同条 1 項頭書の貴町の町長による「指導又は助言」の対象にはならず、よって同 2 項の「勧告」並びに第 16 条の経済産業省への「情報提供」及び「公表」の対象にもならないものと理解しております。

5 弊社事業に本条例第 9 条第 2 項および第 3 項を適用するのは妥当でないこと

弊社事業に関する届出の依頼は、上記 4 のとおり、本条例 9 条 1 項に基づくものではなく、第 15 条に準じた行政指導とのご趣旨かと存じます。しかしながら、上記 2 に引用した貴町の貴回答書によれば、経過措置により届出を求めた案件につき届出をした場合、事業に変更が生じれば、本条例第 9 条第 2 項の届出および同第 3 項の町長同意の対象となるとのことです。

この点、本条例本則に基づかない行政指導に基づくものとして行われた届出提出後、事業に変更が生じる場合は第 9 条第 2 項および第 3 項の対象となるとすると、当初条例本則の適用対象でなかったものが、その後の行政指導に従った結果本則が適用されることとなり、実質的に本条例が遡及適用されることと同様になるため、妥当ではないと存じます。

6 本条例附則 2 に基づく届出を提出しなかった場合の取扱いが妥当でないこと

貴回答書なお書きにおきましては、「本条例附則の経過措置の規定による本条例第 9 条第 1 項の届出を提出していただけない場合、町として既存の土地利用計画等の資料により判断をすることとなり、本条例第 9 条第 2 項及び第 3 項に関する審査が遅滞するおそれや、判断に影響を及ぼすおそれがある」との記載されております。この記載は、本条例第 15 条に準ずる行政指導に従わず届出を提出しなかった場合においても、本条例本則が適用され、事業が変更になったときは貴町は本条例第 9 条第 3 項の町長同意の審査を既存の資料により実施するが、届出をしていないとその審査が遅滞または判断に影響を及ぼす(町長の同意が得られない) おそれがあるといったご趣旨でしょうか。

さらに、事業の変更等を行わなかったとしても、届出を提出しない場合は、第 9 条第 3 項の「町内において事業を実施しようとするとき」に該当し、町長の同意等を得なければならず、その審査を既存の資料に基づき行うというご趣旨でしょうか。いずれのご趣旨であったとしても、そのような取扱いは、本条例附則のみが適用されるべき事業に関して本条例本則を遡及適用することと同様になり、妥当ではないと存じます。

7 事業の変更の解釈について

また、本条例は、本条例第 9 条第 3 項の町長の同意が必要となる事業の変更について、その定義や範囲等を規定しておらず、これについては本条例の解釈に拠るところとなります。

この点、本条例第 1 条は、本条例の「目的」について、「この条例は、町民の財産である緑豊かな自然環境や美しい富士山等の眺望景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー

発電事業との調和を図るため必要な事項を定め、もって災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的とする」と規定しております。

次に、本条例第3条は、「町の責務」として、「町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。」と規定しており、同第4条第1項は「事業者の責務」として、「事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、町の景観、自然環境及び生活環境に影響を与えないよう配慮するとともに、地元自治会等、土地所有者及び近隣関係者（以下、この条において「利害関係者」という。）に対して事業に係る計画の内容、維持管理の方法等について説明し、利害関係者と良好な関係を保持するよう努めるものとする。」等と規定しております。

さらに、貴町は、貴町ホームページにおいて、「この条例は、町民の財産である眺望景観や防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定め、災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的としており、町・事業者・町民それぞれに責務を与えています。」と述べられています（括弧中の下線はいずれも弊社が付したものです。）。

上述した本条例の目的や町及び事業者の責務等を踏まえると、本条例第9条第3項が規定する町長の同意が必要となる「事業」の「変更」とは、本条例の目的である災害の発生防止や環境の保全に具体的な影響を与えるような重大な変更を指すものであって、軽微な変更や形式的な変更をはじめとして、災害の発生や環境の保全等に具体的な影響を与えない、又は殆ど影響を与えないものについては、同項がいう「事業」の「変更」には含まれないと解されます。

換言すれば、軽微な変更や形式的な変更等においても、一律に町長の同意を必要とするような条例の運用や適用を行った場合、かかる条例の運用や適用は本条例第3条が規定する「条例の適切かつ円滑な運用」という町の責務に違反するとともに、憲法第29条が保障する財産権や憲法第22条第1項が保障する営業の自由に対する不当ないし過度な制約となり、許容されないものと思料致します。

8 結論

貴回答書及び本条例に関する弊社の疑問点および見解は以上に述べたとおりです。誠に恐縮でございますが、対応を検討するにあたり上記解釈に関する貴町のご見解をいただきたく、その根拠及び法令等をご教示のうえ、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬 具